

第4回佐賀市・唐津市タクシー特定地域協議会 議事概要

平成23年6月28日(火) 13:30~15:06

佐賀市：グランデはがくれ

1. 開 会

【事務局】

- ・資料確認
- ・出席者紹介（出席者名簿及び配席図により紹介に代える）

2. 会長挨拶

【保利佐賀運輸支局長】

- ・本日は第4回佐賀市・唐津市の合同タクシー特定地域協議会を開催しましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から運輸行政の推進につきましても格別のご理解とご協力を賜っており、この席をお借りして厚くお礼を申し上げます。
- ・本協議会の会長につきましては、本協議会の設立時に佐賀運輸支局長が会長となっておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。
- ・今回の協議会は第3回の協議会で定められました地域計画に基づき、各事業者から申請があった特定事業計画の認定状況及び取組み状況等を確認する、いわゆるフォローアップ会議として開催を致しますが、平成22年3月の第3回の開催から約1年3ヶ月ぶりの開催でございます。委員の方も数名交代されております。よって、過去を少し振り返りながら、また、当協議会の役割等についてのおさらいを含めまして、ご挨拶をしたいと考えております。
- ・タクシーは鉄道やバスとともにドアツードアのきめ細かな輸送サービスを提供できる大変重要な公共交通機関でございますが、最近のタクシー事業を取り巻く環境は、自家用自動車の普及や少子高齢化社会の進行、そして長びく経済不況などによりまして、長期的な需要の低迷が続いております。そのため、事業者の経営環境や運転者の雇用条件が悪化し、都心部での違法駐停車問題や利用者サービスの低下といった状況が顕著となり、公共交通機関としての機能を十分に果たせていない地域が出てきているところでございます。
- ・このような様々な問題を抱えているタクシー事業を適正化・活性化させ、地域の公共交通としての機能を回復するため、一昨年の平成21年10月に「タクシーの適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されまして、当県では佐賀市及び唐津市が特定地域として指定されたところです。
- ・全国では、156の地域が特定地域に指定をされておまして、新たな輸送力の参入を実質的に規制する措置を講じたもとの、適正化・活性化のための取り組みが始まっているところでございます。
- ・法の規定に基づき設置されました本協議会では、佐賀・唐津の両地域のタクシー事業の現状を踏まえ、今後の公共交通機関としてのタクシーのあり方についての方向性を確認するとともに、事業の適正化・活性化に向けた取り組みについてご協議を頂きまして、昨年3月に地域計画として纏められたところでございます。
- ・本日の協議会におきましては、既に事務局からご案内があつているものと存じますが、また、

冒頭でもお話ししましたが、この地域計画の策定後1年以上が経過したことに伴いまして、当該地区における事業者等の取組み状況の進捗などにつきましてフォローアップして頂くこととしております。

- ・特定地域協議会は、地域計画を定めたらからそれで終わりというものではございませんで、その地域計画に沿った事業が的確に実施され、利用者利便の向上など地域計画の目標への到達度について検証を行うため、特定地域に指定されている間は定期的を開催することとしております。よろしくお願い致します。
- ・後ほど事務局から取組み状況等について説明報告があろうかと思いますが、皆様方から忌憚のないご意見等を頂き、意義ある会議となりますようお願い致しまして、簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いを致します。

〔報道機関退席〕

3. 議 事〔設置要綱第5条第2項により会長が議事進行を行う。〕

(1) 特定事業計画について

①地域計画に基づく特定事業計画の認定状況について

【事務局】資料に基づき説明（P1～P16）

〔質疑なし〕

②地域計画に対する取組み状況について

【事務局】資料に基づき説明（P17～P40）

〔質疑〕

【会 長】

- ・ただ今の事務局説明について、ご質問やご意見、補足説明等ございましたら伺いたい。
- ・タクシー協会の取組みとしてアンケートを実施されていますが、タクシー需要が目減りしているという状況の中でいかにして需要を掘り起こしていくかが非常に重要になるわけですが、このアンケート結果も非常に参考になると思います。これを参考として引き続き取り組んでいただきたいと思います。

【唐津市企画経営部副部長：吉村氏】

- ・表の見方が分かりませんので伺いたい。例えば、27ページの26のアイドリングストップ車・後付アイドリングストップ装置の導入の欄で、実施主体に事業者と個人組合に○が付いています。実施主体が短期・中期に実施するというので、法人計、個人計の欄で1が計上されている。実施主体の個人組合の欄には○が付いているが、個人計の欄には数字が記載されないのでしょうか。

【事務局】

- ・集計表に数字が入ったものは、国交省の認定を受けた特定事業計画の項目になります。個人タクシーで数値が掲載されているものは、1の「サービス向上のための教育・研修の充実」に62件、20の「アルコールチェッカーの導入」に60件、48の「防犯仕切り板・防犯訓練の実施」が5件です。個人タクシーについてはこの3項目について特定事業計画としての認定を受けたということです。認定を受けていないものについては、この数値に表れないことになります。

【会長】

- ・以上で地域計画に基づく特定事業計画の認定状況及び地域計画に対する取り組み状況については終わりになりますが、関係各機関においては今後とも事業の適正化・活性化及び地域計画の実現に向け、引き続きご協力をよろしくお願いします。

(2) その他

【事務局】 資料2説明

(平成23年4月13日付け自動車交通局安全政策課長及び旅客課長名通達)

[質疑]

【全自交：田代氏】

- ・減車は3年以内でなければならないとか、期限があるのですか。

【事務局】

- ・本省通達も出ていますし、いつから実施するか等については今後運輸局と詰めていきますが、ここで申し上げられるのは7月一杯までは補償したい。それ以降については一切ないとお考えいただきたいと思います。

【全自交：田代氏】

- ・適正な車両数にするためには、現在の保有車両数から22～26%の枠内で削減が必要であり約130両は減車しないと適正な需給バランスにならないということでしょう。

【事務局】

- ・特定事業は各社の取り組みの結果ではありますが、適正車両数には発言されたパーセント程度の減車でなければ達しないため、10%で良いのかというお話でしょうか。
- ・ゴールに行くことも大事ですが、一步一步の段階を踏むことが大事であって、本通達も適正車両数に向けて各社に取り組んでいただきたいという気持ちは当然あるのですが、少しずつでも前進することが大事かと考えます。
- ・行政としても、減車・休車をしなさい等の指導は行えませんので、付帯決議や特措法の趣旨により、各社の積極的な取り組みをお願いしたいと思うところです。

【全自交：田代氏】

- ・今の状況は減車・休車合わせて45両、率では8.8%だが、この数値では現在の利用状況からするとまだまだです。
- ・経営者はドライバーを適正な労働条件の下で雇用するのが基本ですから、そのためには需要と供給のバランスを強く認識いただきたい。この数値では労働条件を改善するということにはほど遠いです。経営者は積極的に減車を考えていただきたい。
- ・全自交の上部会議に出席しますが、福岡県の例を申し上げますと筑豊地区の飯塚や直方には保有車両数10両以下などの小さい会社がありますが、10両程度の会社でも1両減車してたりします。皆さんも本当に従業員、ドライバーの生活向上、地位向上を合わせて考えていただければ、この数字ではほど遠いと思いますので、減車を真剣に考えていただきたいと思います。

【会長】

- ・田代委員のご意見について、事業者はどのようにお考えでしょうか。

【片江委員】

- ・佐賀市は何度もタクシーが生き延びていくためにはどうしたらよいか討議してきました。適正車両数400両、380両を常に認識しつつ、最低でも10%以上の自主的な減車について、各社が労働者の生活と会社の経営を考えて実行して欲しいというPRをしています。A社は何台減車しなさい、B社は何台しなさいなどは決められません。談合できません。各社の判断で減車に取り組むこととなります。あくまでも各社の自主性に委ねられるもので、佐賀市タクシー協会、県バス・タクシー協会が決めるものではありませんので、難しい問題ですが、ご理解をお願いしたい。

【自交総連：大石委員】

- ・監査免除の件について休車は含まないことと長期間監査を実施していないことを理由にして行う監査を免除するとの説明がありましたが、この長期間とは、どの程度をいうのですか。

【事務局】

- ・監査について公示されているものがあります。例えば、死亡事故や重傷事故を起こした場合は特別監査を行う、苦情があった場合などは巡回監査を行うなど監査の実施方法を示したものがございます。その中に長期間監査を実施していない場合は巡回監査、もしくは呼出監査、呼出指導を行うという項目がございます。基準車両数から10%以上減車したところについては、それを免除するという事です。
- ・本通達による調査・監査とは違うもので、混同しますので説明します。

【自交総連：大石委員】

- ・組合として乗務員の立場から言うと減車を適正車両になるように、速やかに行っていただきたい。個々の事情は理解するが、減車率が低い事業者の労働条件はかなり低く、最低賃金に抵触する業者が多いのではないかと思う。減車によって効率を高め、労働条件を上げてほしい。
- ・運輸局から提示された基準車両数になるように各事業者が考えていかなければ事業が成り立たない。

- ・各社努力されていると思うが景気低迷で売上げが上がらない厳しい状況にある。しかし、法律違反である最低賃金抵触が未だにみられ、改善されていない。我々に情報も入ってくるし、基準局に申し出る人も一杯いると思う。これまでの協議会でも話をしたが改善されていない。経営状況が厳しいことは分かるが、みなし休憩時間を増やしたりしているという大きな問題が発生している。みなし休憩は労働時間の短縮ではなく、最低賃金抵触を免れるために行い、実際には働かせている現状がある。労働条件改善ではなく改悪をしている。
- ・乗務員の賃金は一般労働者の半分以下を切っている。高齢化が進む一方、若い人は入ってこない。このままではタクシーの存続がどうなるのか。ほっておいても5年もすれば自然淘汰されると思う。乗務員は既に60歳を過ぎている人がほとんどであり、70歳過ぎたらタクシー乗務なんてできません。70歳過ぎても乗務している方もいるが、個人タクシーにおいても問題だと思う。
- ・認知症の問題もある。私の会社でもその傾向が見られる。70歳以上の同僚にも何か変だと感じる時があり、その際は会社に必ず言っている。公安委員会でも75歳以上は認知症の検査をしている。人命を預かっていますので、そのような面も真剣に考えて取り入れてほしい。起きてからでは遅いのです。
- ・健康診断について、私の会社では血液検査もしていない。他にもしていないところがあると思う。血液検査は通常健康診断では分からないことが判ると思うので必要だと思う。
- ・運転手を募集してもほとんど来ない。応募は60歳代以上の方がほとんどです。先に手を打たなければ高齢化に伴い事故件数も増えてくると思う。高齢化は集中力が途切れてきますし、どうしても労働時間が長いと、ぼっとなり、小さな事故は頻繁に起きている。
- ・雇用と密接な関係があるので、我々から会社に賃金などの条件面に関する話ができないような状況になっている。
- ・乗務員の半分以上は年金受給者であり、これらは賃金に対する意識も違っており、タクシーの賃金で生活しなければならないという意識ではなく、小遣いを稼げれば良い程度になってきている。勤務体系を変えて、若い人が入れるような労働条件を出さなければ、大きな会社以外は存続できなくなる。地域密着の交通機関としての社会的責任もあり、今までのお客様への責任もある。なんとか考えて欲しい。
- ・売上げ増が見込めない状況にあっては、大幅な時間短縮をするなど実行してほしい。しかし、雇用は確保して欲しいと絶対的に。
- ・他にも沢山言いたいことがあるが、減車を真剣に取り組んで欲しい。

【会 長】

- ・ただ今のご話をご意見として賜ります。
- ・佐賀市・唐津市両地区ともに事業者は特定事業計画を100%申請され、積極的に取り組んでいただいておりますが、運輸局が示した目安からしますと少し進捗が遅い感じがいたします。更なる積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

【佐賀県バス・タクシー協会副会長：片江委員】

- ・私どもタクシー業界に事業の適正化・活性化のためにご意見を賜りお礼申し上げます。

- ・業界は厳しい状況です。協議会においていただきました意見を参考にしつつ、各社が事業の適正化・活性化策を考え、九州運輸局の認定を受けて取り組んでいるところでございます。
- ・昨年の暮れは上向いていたものの、3月11日の東日本大震災の自粛ムードの影響で下火になっています。減車が目に見えた形では進んでおらず、1車当たりの増収が見えてこない状況にあります。
- ・沢山のタクシー事業者の傍聴者が来ていますが、本日の生の声を聴いて、各社それぞれ考えているものと思います。今後ともよろしくお願ひし、タクシー事業の適正化・活性化に向けて更なる努力をしていきたい。

【会 長】

- ・特定事業や事業再構築の状況についてはスタートしたばかりです。目標の達成状況については取り組みの途中であり、3月11日の大震災の影響による自粛ムードにより、未だ総括できない状況です。
- ・更なる事業再構築など今後の取り組みに期待したいと考えますが、一定期間を経まして、数値的評価ができる時まで取り組みを見守っていききたい。次回の協議会は状況を観て開催したいと考えます。
- ・本日は皆様の協力を得ましてスムーズに協議が進行でき誠に有り難うございました。これをもって第4回佐賀市・唐津市タクシー特定地域協議会の進行役を降ろさせていただきます。

4. 閉会（15時06分）

.....

【配付資料】

議事次第

配席図

出席者名簿

- ・第4回佐賀市タクシー特定地域協議会出席者名簿
- ・第4回唐津市タクシー特定地域協議会出席者名簿

資料1 第4回佐賀市・唐津市合同タクシー特定地域協議会資料

資料2 特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の実施について

（平成23年4月13日国自安第42号・国自旅第34号 自動車交通局安全政策課長・自動車交通局旅客課長通達）